平成２２年（フ）第６２号
秋田県由利本荘市及位字野添11番地
債務者　山本　光子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１１６号
群馬県桐生市川内町２丁目88番地の６
債務者　須永　正敏
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１０６７号
千葉県船橋市習志野台１丁目25番13号　白石荘201号
債務者　西田マリアコラゾン
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３１号
千葉市若葉区若松町2148番地２
債務者　若谷れいここと　陳　　麗卿
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４５号
千葉県船橋市習志野台７丁目９番15号　レオネクストプラム203号
債務者　徳間　範彦
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４９号
千葉県市川市原木３丁目８番11―304号　第二大屋マンション
債務者　柳　　真澄
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６０号
千葉県市原市根田46番地２　ハーモネイト103号
債務者　細川　和己
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０７号
千葉県市原市五井中央西１丁目15番地７　アベニュー304
債務者　鳥羽みさ江
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７３号
山梨県都留市大幡4818番地３
債務者　山本　敬洋
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
長野県安曇野市三郷明盛1116番地
債務者　望月えり子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２６９号
長野県安曇野市三郷明盛1116番地
債務者　望月　大輔
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２７８号
長野県安曇野市明科東川手884番地８
債務者　竹口　栄次
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５５５号
岐阜市茜部中島２丁目47番地１　ビビハウスアカナベＢ棟109号室
債務者　江口　　剛
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
岐阜県可児市川合2793番地141　富士寮Ａ―102
債務者　大野　克美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２５４３号
愛知県豊明市栄町武侍７番地１　グラン・コート豊明101号
債務者　岡本　明美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６３１号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘１棟404号
債務者　志水千代子（旧姓浅理・大高）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８号
三重県名張市百合が丘東７番町236番地、前住所三重県名張市梅が丘南５番町54番地
債務者　山下　和子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
津地方裁判所伊賀支部